

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、異議申立ての対象となった情報のうち、設立認証申請書のうち申請者の氏名を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成27年3月23日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇〇のNPO認立関係書類一式」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成27年4月3日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

（1）開示する行政文書

- 特定非営利活動法人〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）に係る以下の文書
- ア 設立認証申請書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け收受）及び添付書類（以下「本件行政文書」という。）
 - イ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け起案「特定非営利活動促進法第10条第2項の規定に基づく公告及び関係書類の縦覧について」
 - ウ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け起案「特定非営利活動促進法第12条第1項の規定に基づく設立の認証について」
 - エ 設立登記完了届出書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け收受）及び添付書類

（2）開示しない部分

- ア 設立認証申請書のうち、申請者の住所及び氏名
- イ 個人（公務員を除く。）の印影
- ウ 個人の電話番号
- エ 住民票
- オ 社員のうち10人以上の者の名簿のうち、「氏名」欄及び「住所又は居所」欄
- カ 確認書及び設立趣旨書のうち、設立代表者の住所及び氏名
- キ 議事録のうち、設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名

（3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年5月27日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に対し、設立認証申請書のうち申請者の氏名、社員のうち10人以上の者の名簿のうち氏名の欄、確認書及び設立趣旨書のうち設立代表者の氏名並びに議事録のうち、設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求める異議申立てを行った。

なお、その他の不開示部分は、異議申立ての対象となっていない。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

開示しないとされた部分のうち、以下の部分の取消しを求める。

- 1 設立認証申請書のうち申請者の氏名
- 2 社員のうち10人以上の者の名簿のうち氏名の欄
- 3 確認書及び設立趣旨書のうち設立代表者の氏名
- 4 議事録のうち、設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の趣旨から、法人設立に係る設立認可申請書は、住所及び印影を除いてすべて開示すべきである。

(2) 意見書

ア 県の不開示とする理由とそれに対する意見

氏名は、個人に関する情報ではあり、一般的には識別情報として開示されないものといわれている。しかし、開示を求めているのは、氏名と住所や印影などのセットではなく、氏名だけであり、それだけでは個々人を特定するまでの識別する情報ではない。

また、設立に関わるNPO（特定非営利活動法人）の構成員はNPO団体の運営等を考えるうえで不可欠な情報であり、他府県においては、設立認証申請書の個人名は開示されている。

(ア) 県の不開示とする理由

i 設立認証申請書のうち申請者の氏名

個人に関する情報であって、特定個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

法に規定された縦覧対象文書ではなく、当該氏名を公にする法令等の規定及び慣行もない。

ii 確認書及び設立趣旨書のうち設立代表者氏名

個人に関する情報であって、特定個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

法に規定された縦覧対象文書ではなく、当該氏名を公にする法令等の規定及び慣行もない。

iii 議事録のうち、設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名

個人に関する情報であって、特定個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

法に規定された縦覧対象文書ではなく、当該氏名を公にする法令等の規定及び慣行もない。

(イ) 不開示理由に対する申立人の意見

i 県がいう「(氏名を)公にする法令等の規定及び慣行もない」は、法が要請する団体の情報を公開することにより団体の社会的信用性を担保するとの趣旨からして、「慣行もない」とするのは、法趣旨を逸脱した解釈であり、納得できるものではない。

ii また、県から〇〇〇における審査会答申の写しを参考で開示されたが、全国でそうした審査会答申が1例しかないのは、他の地方公共団体においては公開されており、開示請求が審査会に係っていないためであり、県の主張する根拠はないものとする。

iii なお、請求により開示された文書の中には、設立総会議事録の第7号議案では、役員全員の氏名、住所又は居所が記載されており、また、設立認証申請書に添付の「役員の住所又は居所を証する書面」においても、氏名のみならず、住所又は居所が記載されており、全て開示されている。

こうしたことは、「条例の第7条第2号ただし書アに該当しないため、不開示情報に該当する」とする県の解釈は、個人情報についての形式的な判断であり、県条例が認めている開示の要請に反するものと思われる。

iv 「法の縦覧対象文書でない」ことも不開示の理由とされているが、条例に基づいての設立認証申請書の開示請求であり、縦覧対象文書か否かは不開示とする理由には当たらないと考える。

また、NPO認証されて以降においては、法の趣旨からより積極的に開示すべきものであり、条例に基づき開示されるべきものである。

イ その他

設立認証申請書の申請者、設立代表者、設立発起人、議長及び議事録署名人は、当該法人の運営において中心となる人物である。それが明らかになることは個人の権利利益を害するおそれがあるものではなく、NPOが積極的に社会的責任を果たしていくためにも開示されるべきものであり、速やかに開示の答申をお願いしたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件行政文書について

特定非営利活動法人を設立するためには、法に基づき設立の認証を受けることが必要である。実施機関は、提出された書類の一部について、受理した日から2か月間縦覧に供し、縦覧期間経過後2か月以内に認証又は不認証の決定を行い、書面で通知を行うことにより当該認証の手続を行っている。申請者は、設立の認証後、登記することにより法人として成立することになる。

なお、実施機関は、法第12条第1項の規定により、設立認証の申請が次の基準に適合すると認めるときには、設立を認証しなければならないこととされている。

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としないものであること
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団又は暴力団、若しくはその構成員、若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること

よって、特定非営利活動法人の設立の認証申請に当たっては、法及び特定非営利活動促進法施行条例（平成10年10月奈良県条例第7号）の定めるところにより、申請書とともに次のアからコまでの書類を実施機関に提出することとしている。

- ア 定款
- イ 役員名簿（役員の名氏及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ウ 役員の見任承諾書及び誓約書の謄本
- エ 役員の見所又は居所を証する書面
- オ 社員のうち10人以上の名氏及び住所又は居所を示した書面
- カ 認証要件に適合することを確認したことを示す書面
- キ 設立趣旨書
- ク 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

ケ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

コ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

以上より、実施機関は、特定非営利活動法人の設立認証申請から法人設立までの一連の行政文書を開示請求者が開示を求める「認証関係書類一式」と解し、具体的には「設立認証申請書及び添付書類」「縦覧公告に係る起案一件及び関係機関等への意見照会文書」「関係機関から意見があった際の設立代表者への通知と意見に対する対応に係る文書」「設立の認証書交付に係る起案文書一件」「法人からの法人設立登記完了届出書」までの一連の行政文書を本件開示請求に係る行政文書として特定した。

(2) 法に基づく公告及び縦覧について

法第10条第2項、第25条第5項及び第34条第5項により、設立認証の申請があった場合には、申請のあった年月日、申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的を公告するとともに、定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書を、申請書を受理した日から2か月間縦覧に供することとなっている。

なお、本件開示請求に係るこれらの文書は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日の間縦覧に供されていた。

(3) 事業報告書等の閲覧、謄写について

所轄庁は、法第30条により、第29条により特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去3年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿及び定款等について閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないとされている。これに基づいて、実施機関は、事業報告書、活動計算書（収支計算書）、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、10人以上の社員の名簿、役員名簿、定款、認証書の写し、登記事項証明書の写しについて、請求があったときは閲覧等させることとしている。

なお、本件開示請求の対象となっている本件法人については、設立から間もないため、開示請求日現在において当該事業報告書等の提出を受けていない。

(4) 不開示の理由について

ア 設立認証申請書のうち申請者の氏名

設立認証申請書に記載された申請者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

設立認証申請書は、法に規定された縦覧文書ではなく、当該氏名を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、同号ただし書アに該当しない。同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかであり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 社員のうち10人以上の者の名簿のうち氏名の欄

社員のうち10人以上の者の名簿に記載された氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

設立認証申請書に添付された社員のうち10人以上の者の名簿は、法に規定された縦覧文書ではなく、当該氏名を公にする法令等の規定及び慣行もない。また、当該名簿は毎事業年度に一回、事業報告書とともに実施機関に提出され、上記(3)のとおり閲覧に供されるが、設立認証申請書に添付された社員のうち10人以上の者の名簿と同一とは限らない。したがって、当該氏名は、同号ただし書アに該当しない。同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかであり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ウ 確認書及び設立趣旨書のうち設立代表者の氏名

確認書及び設立趣旨書に記載された設立代表者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

確認書は、法に規定された縦覧文書ではなく、当該氏名を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、同号ただし書アに該当しない。設立趣旨書については、上記(2)のとおり縦覧に供されていたが、開示請求日現在においては縦覧期間を経過し縦覧に供されていない。過去に一時的に公にされていたものであり、現在知り得る状態にあるとは言えず、同号ただし書アに該当しない。同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかであり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

エ 議事録のうち、設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名

議事録に記載された設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

議事録は、法に規定された縦覧文書ではなく、当該氏名を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、同号ただし書アに該当しない。同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかであり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

2 口頭理由説明

設立認証書は、実施機関から設立認証申請書の申請者に対し発出するものであるから、設立認証書に記載された名宛人の氏名は、設立認証申請書の申請者の氏名と一致する。しかし、本件開示請求の時点では、認証書の写しの提出を受けておらず、閲覧の対象となっていなかった。

設立代表者とは、設立認証手続に係る代表者として設立総会において選任された者である。設立代表者と設立認定申請書の申請者は必ずしも同一の者となるとは限らない。

設立発起人とは、設立を企図した者、また、議長及び議事録署名人とは、設立総会

においてその役職に選任された者である。設立発起人と議長及び議事録署名人は必ずしも同一の者となるとは限らない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、本件法人を設立しようとする者が、法第10条第1項の規定に基づき設立の認証を受ける際に実施機関に提出した申請書及び添付書類である。

3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

(1) 設立認証申請書のうち申請者の氏名

設立認証申請書とは、法第10条第1項に規定する申請書であり、申請者の氏名が記載されている。当該氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

実施機関は、法第30条に基づき、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去3年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について、閲覧等の求めがあったときは、これを閲覧等させなければならないこととされている。

閲覧等の対象とされる書類には、設立認証書の写しが含まれており、これについて実施機関に説明を求めたところ、設立認証書は、実施機関から設立認証申請書の申請者に対し発出するものであるから、設立認証書に記載された名宛人の氏名は、設立認証申請書の申請者の氏名と一致するとのことである。

この点について実施機関は、本件開示請求の時点では、認証書の写しの提出を受けておらず、閲覧等の対象となっていなかったと説明しているが、実施機関が提出を受けた後は、閲覧等の対象となるものであり、将来的に公にされることが予定されていたと認められることから、設立認証申請書の申請者の氏名は、同号ただし書アに該当する。

以上のことから、設立認証申請書のうち申請者の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

(2) 社員のうち10人以上の者の名簿のうち氏名の欄

社員のうち10人以上の者の名簿とは、設立認証申請書の添付書類のうち、法第10条第1項第3号に規定する社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面であり、氏名の欄には、申請の時点における社員の氏名が記載されている。当該氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

法第10条第1項に基づき提出された申請書の添付書類のうち、同条第2項柱書に掲げるものについては、実施機関は、同項に基づき、申請書を受理した日から2か月間、公衆の縦覧に供さなければならないこととされているが、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面については、縦覧の対象とされていない。

また、法第30条に基づき閲覧等の対象となる事業報告書等には前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面が含まれているが、当該書面に記載された社員は、設立認証申請の時点の社員と同一の者であるとは限らない。さらに、これらの書面は、特定非営利活動法人が10人以上の社員を有することを確認することを目的として提出されるものであり、社員のうちいずれか10人以上の者の氏名等が記載されていれば足りるとされている。したがって、法第30条に基づく閲覧等の対象となる書面は、設立認証申請の際に提出される書面と同一の者の氏名等が記載されるとは限らない。

これらのことから、当該名簿の氏名については、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないと認められ、同号ただし書アに該当しない。また、ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

以上のことから、社員のうち10人以上の者の名簿のうち氏名の欄については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(3) 確認書及び設立趣旨書のうち設立代表者の氏名

確認書とは、設立認定申請書の添付書類のうち、法第10条第1項第4号に規定する法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面であり、設立趣旨書とは、法第10条第1項第5号に規定する設立趣旨書である。これらの文書には、設立代表者の氏名が記載されており、実施機関の説明によると、設立代表者とは、本件法人の設立認証手続に係る代表者として設立総会において選任された者であるとのことである。

当該氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

これらの文書のうち設立趣旨書については、法第10条第2項に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの2か月間、実施機関の執務室において縦覧に供されていたが、本件開示請求がなされた時点では、縦覧期間は既に満了していた。

同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態にあることと解されるが、当該設立趣旨書は、本件開示請求がなされた時点においては縦覧期間が既に満了し、公衆の目に触れる状態に置かれていなかった。また、当該縦覧は、実施機関の執務室においてのみ閲覧することができたものであることを考慮すると、当該氏名は、いったんは縦覧に供されたものであるが、本件開示請求がなされた時点において、なお公にされていたとは認められない。また、同号ただし書アの「公にされることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定の下に保有されている情報、または、当該情報の性質上通例公にされる情報であると解されるが、設立代表者の氏名は、将来的に公にする予定の下に保有されている情報とは認められず、また、特定非営利活動法人の設立に関わった者の氏名が、法令により公にされる場合以外に公にされるという状況は認められないことから、設立代表者の氏名は、性質上通例公にされる情報であるとは認められない。

また、実施機関は、法第10条第2項に基づき法人の代表者の氏名を公告することとなっており、さらに、特定非営利活動法人は、法第7条に基づき代表者の氏名を登記しなければならないこととされているため、法人の代表者の氏名は公にされることとなる。しかし、設立代表者は、法人の代表者となる者でなければならないという法令等の規定はなく、また、設立認証申請書に添付された定款にもそのような規定はない。

なお、(1)で述べたとおり、設立認証申請書のうち申請者の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当しないため開示すべきであるが、申請者と設

立代表者の関係について、実施機関に説明を求めたところ、両者は必ずしも同一の者となるとは限らないとのことであるので、設立代表者の氏名は、公にされることが予定されている情報とはいえない。

これらのことから、当該氏名については、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないと認められ、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

以上のことから、確認書及び設立趣旨書のうち設立代表者の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(4) 議事録のうち、設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名

議事録とは、設立認証申請書の添付書類のうち、法第10条第1項第6号に規定する設立についての意思の決定を証する議事録の謄本である。当該議事録には、設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名が記載されており、実施機関の説明によると、設立発起人とは、本件法人の設立を企図した者、また、議長及び議事録署名人とは、本件法人の設立総会においてその役職に選任された者であるとのことである。

これらの氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

法第10条第1項第6号に規定する設立についての意思の決定を証する議事録の謄本は、法第10条第2項に基づく縦覧の対象とはされていない。

また、実施機関は、法第10条第2項に基づき法人の代表者の氏名を公告することとなっており、さらに、特定非営利活動法人は、法第7条に基づき代表者の氏名を登記しなければならないこととされているため、法人の代表者の氏名は、公にされることとなる。しかし、設立発起人、議長及び議事録署名人は、法人の代表者となる者でなければならないという法令等の規定はなく、また、設立認証申請書に添付された定款にもそのような規定はない。

なお、(1)で述べたとおり、設立認証申請書のうち申請者の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当しないため開示すべきであるが、申請者と設立発起人、議長及び議事録署名人の関係について、実施機関に説明を求めたところ、両者は必ずしも同一の者となるとは限らないとのことであるので、設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名は、公にされることが予定されている情報とはいえない。

これらのことから、当該氏名については、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないと認められ、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

以上のことから、議事録のうち、設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会

の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成27年 6月26日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成27年 7月28日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年 9月29日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成29年 2月20日 (第204回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成29年 3月17日 (第205回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成29年 4月21日 (第206回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成29年 5月19日 (第207回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成29年 6月 7日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い ろ め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈 良 女 子 大 学 研 究 院 生 活 環 境 科 学 系 教 授 (住 生 活 ・ 住 環 境 学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同 志 社 大 学 政 策 学 部 准 教 授 (行 政 法)	
の だ た か し 野田 崇	関 西 学 院 大 学 法 学 部 法 律 学 科 教 授 (行 政 法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元 産 経 新 聞 社 記 者	